

役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、社会福祉法人あすなろ福祉会（以下「法人」という。）の定款第二三条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第二条 この規程において、役員等とは、理事及び監事及び顧問をいう。

(報酬等の支給)

第三条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員（理事長）等については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
 - (2) 非常勤役員等については、報酬を支給しない
- 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第四条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額

(報酬等の支給方法)

第五条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日にあたるときは前日に支給する。
 - (2) 賞与については、毎年7月及び12月とする。
- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給することができる。

(公表)

第六条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改廃)

第七条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第八条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

この細則は、令和4年6月17日から施行する。

別表1 常勤役員等の報酬

理事長（専任）月額	40万円	（兼務）月額	5万円
顧問	月額	20万円	

別表2 常勤役員等の賞与

7月の賞与 報酬月額×1か月分

12月の賞与 報酬月額×1か月分